

南知多町まちなみ景観条例逐条解説

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 景観計画（第7条－第9条）
- 第3章 行為の届出に関する事項等（第10条－第17条）
- 第4章 景観重要建造物等（第18条－第21条）
- 第5章 景観形成の推進施策（第22条－第24条）
- 第6章 南知多町まちなみ景観審議会（第25条－第27条）
- 第7章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の特性を生かした良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、「景観で絆を育む、景観で選ばれる理由をつくる」を景観形成の理念とした、魅力ある景観の保全、活用及び創造に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は景観条例制定の目的を明らかにしたものです。

令和6年4月に策定した南知多町景観計画における景観形成の理念「景観で絆を育む、景観で選ばれる理由をつくる」ことを推し進め、南知多町の将来イメージを景観面から実現することを目指したものです。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な景観の形成 本町の持つ豊かな自然、歴史及び文化に育まれた景観を生かして守り、育て、及び創造することによるまちづくりをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物及び広告物並びに広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいう。
 - ア 垣（生垣を除く。）、柵、擁壁その他これらに類するもの
 - イ 煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
 - ウ 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
 - エ 彫像その他これに類するもの
 - オ 高架水槽、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
 - カ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
 - キ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
 - ク 汚水又は排水を処理する施設
 - ケ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
 - コ 太陽光発電設備
- (4) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

【解説】

第2条では、南知多町まちなみ景観条例で使用する用語の意義について定めたものとなります。第1号では良好な景観の形成」を、第2号では建築物を、第3号では「工作物」を、第4号では「広告物」について定義したものとなります。なお、参考までに景観の定義については景観法運用指針に示されておりますので、関係条文の抜粋を添付いたします。

【参考】

景観法運用指針（抜粋）〔国土交通省・農林水産省・環境省〕

Ⅲ 基本理念

法には「景観」について特段の定義を置いていないが、これは、すでに他法令上特段の定義がなく用いられている用語であること、また、良好な景観は地域ごとに異なるものであり、統一的な定義を置くと結果的に画一的な景観を生むおそれがあること等によるものである。

（基本理念）

第3条 良好な景観の形成は、本町の優れた景観は先人たちから受け継いできた町民共有の資産であるとの基本的な認識の下に、町、町民及び事業者が自らの地域に誇りと愛着を持ち、訪れる人を温かく迎えるよう推進しなければならない。

2 良好な景観の形成は、町、町民及び事業者がそれぞれ担う役割を意識し、互いに連携し、及び協働して推進されなければならない。

【解説】

第3条では、町、町民及び事業者のそれぞれが南知多町景観計画に定める「良好な景観の形成」を推進するための基本理念を規定しています。

本町の優れた景観は先人たちから受け継いできた町民共有の資産であるとの基本的な認識を持ち、本町を訪れる人を温かく迎えるよう推進するとともに、それぞれ担う役割を意識し、互いに連携し、協働して推進して進めて行くことを基本理念として規定しています。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（基本理念）

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、良好な景観の形成を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 町は、公共施設（法第7条第4項に規定する公共施設をいう。）の整備を行う場合には、良好な景観の形成に関し先導的役割を担うよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、景観形成の理念達成のため、積極的な役割を果たすよう努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域の景観に与える影響を認識し、良好な景観の形成に積極的に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

【解説】

町民及び事業者の責務について明示することで、良好な景観の形成の推進のためのそれぞれの果たすべき責務を規定したものととなります。

町は、良好な景観の形成を推進するため、必要な施策や手続きを定めて、適切に運用しなければならないなりません。これらの施策は、町民及び事業者の意見が十分に反映されるようにする必要があります。

景観の形成は、町のみで実現できるものではなく、町民や事業者自らが景観形成の担い手としての役割も重要です。

町民や事業者は、景観形成の理念達成のため、積極的に役割を果たすよう努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならないものとしています。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

（景観計画）

第7条 町長は、法第8条第1項の規定に基づく良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

（景観計画への適合）

第8条 法第16条第1項若しくは第2項又は第11条の規定により届出を行う者は、当該届出に係る行為を景観計画に適合させなければならない。

【解説】

第7条は、景観計画の策定について規定したものです。町は、令和6年4月に「南知多町景観計画」を策定しました。

第8条は、景観計画への適合について規定したもので、景観法（「以下「法」という。」第16条第1項（①建築物の建築等②工作物の建設等③開発行為（都市計画法第4条第12項）④条例規定行為、第2項（国土交通省令で定める事項の変更）、本条例第11条に定める屋外広告物等についても、景観計画に適合させなければなりません。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（景観計画）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令

で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

- (1) 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
- (2) 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
- (3) 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
- (4) 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準
- (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
- (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
- (7) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可の基準

ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。

一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為

二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの

イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限

ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度

ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度

ニ その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

- 5 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 7 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 8 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 10 第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 11 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

（景観重点地区）

- 第9条 町長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）において、良好な景観の形成を図るため特に必要があると認める地区を景観重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。
- 2 町長は、重点地区に関する事項を景観計画に定めるものとする。
 - 3 町長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該重点地区の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、南知多町まちなみ景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
 - 4 町長は、重点地区を指定するときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。
 - 5 町長は、必要があると認める場合は、重点地区を変更し、又は重点地区の指定を解除することができる。
 - 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による重点地区の変更又は重点地区の指定の解除について準用する。

【解説】

第9条第1項では、良好な景観の形成を図るため特に必要があると認める地区を景観重点地区として指定することができることを定めています。

第2項では景観重点地区に関する事項を景観計画に定めることとしており、第3項では、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、重点地区として指定しようとする地区の住民及び利害関係人の意見を聴くことと併せて南知多町まちなみ景観審議会の意見を聴かなければならないことを定めています。

第4項では、重点地区を指定するときについては、規則で定める事項を告示すること、第5項では、重点地区の変更、又は重点地区の指定の解除ができる旨を定めており、第6項では、重点地区の変更又は重点地区の指定の解除については、第3項及び第4項の規定を準用することを定めています。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（景観計画）

第八条（略）

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- 四 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第十条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
 - ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
 - （1） 道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
 - （2） 河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - （3） 都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
 - （4） 津波防災地域づくりに関する法律第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の基準

- (5) 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
 - (6) 港湾法第三十七条第一項の許可の基準
 - (7) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可の基準
- ニ 第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

第3章 行為の届出に関する事項等

（事前協議）

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定により届出を行う者は、当該届出を行う前に、当該届出に関する事項について、町長に協議しなければならない。

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）を申し出る者（以下「事前協議者」という。）は、規則で定めるところにより、事前協議書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容について、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に基づき協議を行うものとする。

4 町長は、事前協議が終了したときは、事前協議者に対し、書面でその旨を通知するものとする。

【解説】

第10条では、景観法に基づく届出又は変更の届出を行う者に対し、事前協議を行う必要がある旨を規定しています。

第2項では事前協議書の提出については規則で定める方法により提出をすることを規定しています。

第3項では事前協議書の提出があったときは協議を行うことを規定するものです。

第4項では事前協議が終了し景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合すると認めるときは書面で申請者に対し通知をする旨の規定をするものです。なお、事前協議に係る様式等については「南知多町まちなみ条例施行規則」で定めています。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

（その他届出を要する行為）

第 11 条 景観計画区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合においても同様とする。

- (1) 愛知県屋外広告物条例（昭和 39 年愛知県条例第 56 号。以下「県条例」という。）第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件（以下この条において「掲出物件」という。）の設置に係る許可を要する行為（高さが 10 メートルを超える広告物又は掲出物件に係る行為に限る。）
- (2) 県条例第 10 条第 1 項の規定による広告物又は掲出物件の変更又は改造に係る許可を要する行為（高さが 10 メートルを超える広告物又は掲出物件に係る行為に限る。）

【解説】

第 11 条では、景観計画区域において、愛知県屋外広告物条例（以下「県条例」という。）第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る許可を要する行為、県条例第 10 条第

1項の規定による広告物又は掲出物件の変更又は改造に係る許可を要する行為をする者に対し届出が必要であることを規定しています。なお、届出の内容を変更しようとする場合についても届出が必要であると定めています。

【参考】

愛知県屋外広告物条例（条文抜粋）

（許可地域等）

第五条 市の区域の全部及び別表に掲げる町村の区域のうち都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化区域（当該区域内に第三条第一項各号又は次項各号に掲げる地域又は場所がある場合は、当該地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 次に掲げる地域又は場所（第三条第一項各号に掲げる地域又は場所を除く。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 道路及び鉄道等の知事が指定する区間

二 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域

三 河川、池沼、峡谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

四 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
（略）

（適用除外）

第六条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条第一項、第四条並びに前条第一項及び第二項の規定は適用しない。

一 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用するポスター、看板等又はこれらの掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定は適用しない。

一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

二 前号に規定するもののほか、自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

三 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、規則で定

める基準に適合するもの

四 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

五 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

六 人、動物、車両、船舶又は航空機に表示される広告物

七 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第四条の規定は適用しない。

一 第四条第三号の二に掲げる物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

二 第四条第六号又は第七号に掲げる物件にその所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

三 前二号に規定するもののほか、第四条各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

四 前二号に規定するもののほか、第四条第七号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

4 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札（これに類する広告物を含む。）、広告旗（広告の用に供する旗をいう。）、立看板（これに類する広告物又は掲出物件を含む。）、広告幕（これに類する広告物を含む。）又はアドバルーンで、規則で定める基準に適合するものについては、第三条第一項（第一号（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に係る部分に限る。）、第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに前条第一項及び第二項の規定は適用しない。

5 第二項第一号に規定する広告物又は掲出物件で同号の規定による規則で定める基準に適合しないものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条第一項の規定は適用しない。

6 道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条第一項の規定は適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表

示する場合においては、第三条第一項、第四条並びに前条第一項及び第二項の規定は適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第三条第一項、第四条並びに前条第一項及び第二項の規定は適用しない。この場合において、当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする国又は地方公共団体は、規則で定める場合を除き、あらかじめ、その旨を知事に通知するものとする。

(略)

(変更等の許可)

第十条 第五条第一項若しくは第二項又は第六条第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項の許可の場合に準用する。

(届出の方法)

第12条 法第16条第1項若しくは第2項又は前条の規定により届出を行う者は、規則で定める書類を当該届出に添付しなければならない。

【解説】

第12条では、届出又は変更の届出をする者に対し、規則で定める書類を届出に添付する旨を定めています。また、本条例第11条に定める県条例に基づく広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る許可を要する行為、広告物又は掲出物件の変更又は改造に係る許可を要する行為をする者の届出に対しても同様に書類の添付を求める規定とするものです。

【参考】

景観法（条文抜粋）

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第 13 条 町長は、事前協議又は法第 16 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する届出を行った者に対し、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。

- 2 町長は、第 11 条に規定する届出を行った者に対し、景観計画に定める良好な景観の形成のために必要な事項に適合するよう必要な助言をすることができる。

【解説】

第 13 条では事前協議又は届出（変更の届出を含む。）を行ったものに対し、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができることを規定しています。また、本条例第 11 条に規定する県条例に基づく届出を行った者に対しては、景観計画に定める良好な景観の形成のために必要な事項に適合するよう必要な助言をすることができることを規定するものです。

【参考】

景観法（条文抜粋）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
 - 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で

定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(条例で定める届出の適用除外行為)

第 14 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模等に該当する行為とする。

【解説】

第 14 条では、法第 16 条の届出の対象行為から適用除外する行為について、法の委任規定に基づき別表の行為の区分に応じて定めています。

例えば一般住宅で広く建設される垣、柵、擁壁その他これらに類するものについては、高さ 2 メートル以下のもの又は道路に面する長さが 10 メートル以下のものについては届出が不要であること、太陽光発電設備では建築物の屋根若しくは屋上に設置するものは届出の対象としていないことの除外規定を定めたものです。

【参考】

景観法 (条文抜粋)

(届出及び勧告等)

第十六条 (略)

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

(略)

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(特定届出対象行為)

第 15 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げるものとする。

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 (建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕に限る。) 若しくは模様替 (同条第 15 号に規定する大規模の模様替に限る。) 又は色彩の変更 (大規模の色彩の変更に限る。)

(2) 法第 16 条第 1 項第 2 号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 (大規模の修繕に限る。) 若しくは模様替 (大規模の模様替に限る。) 又は色彩の変更 (大規模の色彩の変更に限る。)

【解説】

第 15 条では、法第 17 条に規定する変更命令の対象となる特定届出対象行為について、法の委任規定に基づき、法第 16 条 1 項第 1 号及び第 2 号に定める行為と定めたも

のです。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

（略）

（変更命令等）

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものを行おうとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

建築基準法（条文抜粋）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

（勧告及び命令の手続等）

第 16 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告又は法第 17 条第 1 項若しくは

第5項の規定による命令（以下「勧告等」という。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

【解説】

第16条では、届出をした者に対し、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときであって、勧告又命令をしようとする場合について、必要があると認めるときは、本条例第25条に規定するまちなみ景観審議会を設置し意見を聴くことができる旨の規定をしたものです。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（届出及び勧告等）

第十六条（略）

- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

（勧告等に従わない場合の措置）

第17条 町長は、勧告等を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告等に係る行為の内容及び場所
- (3) 当該勧告等の内容

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

第17条では、勧告等（勧告及び命令）に従わなかったときの措置、公表について規定したものです。公表する内容は第1号から第3号までの事項となります。また、勧告等の措置を公表しようとするときには、勧告を受けたものが一方的な不利益を被ることがないように、あらかじめ弁明の機会を設ける必要があることを定めるものです。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等の手続)

第18条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、前項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により準用する第1項の規定は、法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときにおける法第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除については、適用しない。

【解説】

第18条は、景観重要建造物の指定をしようとするときの手続を規定したものです。第1項では法第19条第2項の規定に基づき、あらかじめ、指定をしようとする建造物の所有者とまちなみ景観審議会の意見を聴かなければならないことを定めています。

第2項では景観重要建造物の指定をしたときは規則で定める事項を告示すること、第3項では、景観重要建造物の指定を解除するときも第1項及び第2項の規定を準用する旨を定めています。

第4項では景観重要建造物の指定について、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、この条の適用はしない旨を定めたものです。

【参考】

景観法(条文抜粋)

(景観重要建造物の指定)

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（略）

（指定の解除）

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

（景観重要建造物の管理方法の基準）

第 19 条 法第 25 条第 2 項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のための必要な管理の方法の基準として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないよう行うこと。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

【解説】

第 19 条では、法第 25 条第 2 項に基づく景観重要建造物の管理方法について、条例で付加する基準を定めています。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（景観重要建造物の所有者の管理義務等）

第二十五条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないうよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

（景観重要樹木の指定等の手続）

第 20 条 町長は、法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第 2 項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、前項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するも

のとする。

- 3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

【解説】

第20条は、景観重要樹木の指定をしようとするときの手続を規定したものです。

第1項では景観法第28条第1項の規定に基づき、あらかじめ、指定をしようとする景観重要樹木の所有者とまちなみ景観審議会の意見を聴かなければならないことを定めています。

第2項では景観重要樹木の指定をしたときは規則で定める事項を告示すること、第3項では、景観重要樹木の指定を解除するときも第1項及び第2項の規定を準用する旨を定めています。

第4項では景観重要建造物の指定について、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、この条の適用はしない旨を定めたものです。

【参考】

景観法（条文抜粋）

（景観重要樹木の指定）

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

（略）

（指定の解除）

第三十五条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

第 21 条 法第 33 条第 2 項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

【解説】

第 21 条では、法第 33 条第 2 項に基づく景観重要樹木の管理方法について、条例で付加する基準を定めたものとなります。

【参考】

景観法（条文抜粋）

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

第 5 章 景観形成の推進施策

(景観アドバイザー)

第 22 条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、南知多町まちなみ景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を設置することができる。

- 2 景観アドバイザーは、景観計画に定める良好な景観の形成に関する事項について意見を述べるものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第 22 条では、第 3 者での目線での見解や専門的見地からの助言をいただくものとして、景観アドバイザーを設置することについて定めたものとなります。

(助成等)

第 23 条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、予算の範囲内において当該行為に要する費用の一部を助成し、又は技術的支援を行うことができる。

2 町長は、前項の規定により助成し、又は技術的支援を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

第 23 条については、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し補助金の交付や技術的支援ができる旨を定めたものです。助成等を行うときはあらかじめまちなみ景観審議会の意見を聴かなければならないことを定めています。

(表彰)

第 24 条 町長は、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 町長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる活動を行う個人又は団体を表彰することができる。

3 町長は、前 2 項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

第 24 条では、良好な景観の形成に向けた町民や事業者等の取組を促進するための施策として、景観の形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、それに携わった者や景観に関する活動をしている個人または団体を表彰することができることを定めています。

第 3 項では表彰をしようとするときはあらかじめまちなみ景観審議会の意見を聴くことを定めています。

第 6 章 南知多町まちなみ景観審議会

(審議会の設置)

第 25 条 町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査及び審議するため審議会を置く。

2 審議会は、景観に関する事項について町長に意見を述べることができる。

【解説】

第 25 条では、まちなみ景観審議会を置くことを定めており、第 2 項では審議会は景

観に関する事項について町長に意見を述べるができる旨を定めています。

(審議会の組織)

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 専門的知識及び経験を有する者
- (2) 各種団体等の代表者又はその指名する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【解説】

第 26 条では、審議会の組織について定めたものです。

委員は、「専門的知識及び経験を有する者」、「各種団体等の代表者又はその指名する者」、「公募による町民」、「その他町長が必要と認める者」の中から町長が委嘱します。

(審議会の運営)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第 27 条では、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

第 7 章 雑則

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第 28 条では、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年南知多町条例第12号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「

都市計画審議会委員	〃	6,300
-----------	---	-------

」を「

都市計画審議会委員	〃	6,300
まちなみ景観審議会委員	〃	6,300
まちなみ景観アドバイザー	〃	6,300

」に改める。

【解説】

附則では、本条例を令和7年4月1日から施行するものとし、あわせてまちなみ景観審議会委員及び景観アドバイザーが新たに設置されることから、南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うとしたものです。